

0歳～2歳児の保護者の皆様へ

住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が**無償化**されます。

※ 年齢は4月1日時点での年齢です。

【対象者・保育料】

○ **0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が令和元年10月1日から無償化されます。**

● 毎年9月に税額更新による、保育料の切り替えが行われます。更新後の保育料階層が非課税世帯に該当する子どもが無償化の対象です。なお、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は全ての子どもが無償化の対象です。

● 行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。

● 無償化に係る新たな手続きは必要ありません。

○ **子どもが2人以上いる世帯への保育料の軽減について**

● 子どもが2人以上いる世帯への負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります(※)。また、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の子どもたちについては、保育料は無償です。

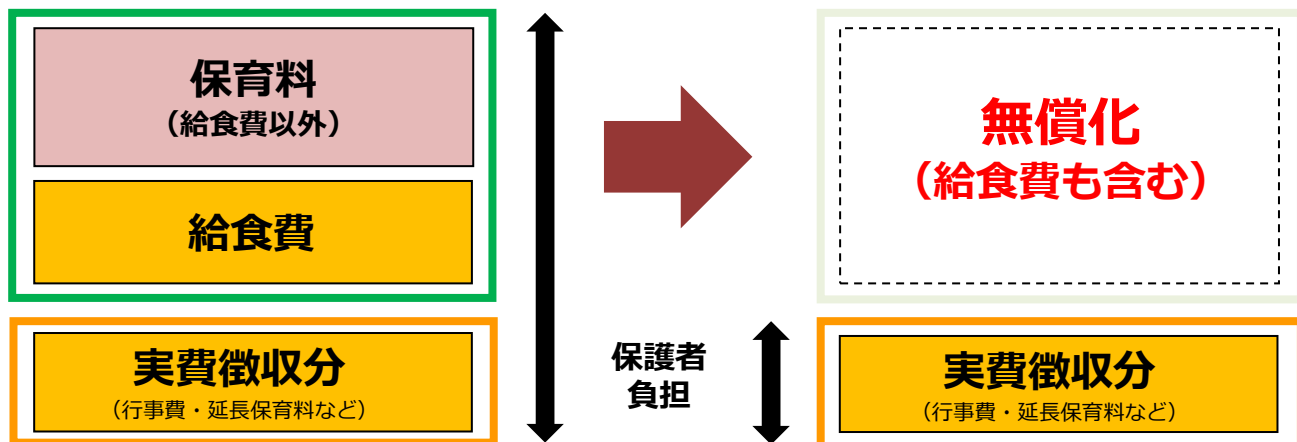
(※) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○ **給食費（主食費と副食費）について**

● 0～2歳児クラスの児童はこれまでのとおり、保育料の一部として給食費(主食費と副食費)が含まれます。

～これまで～

～無償化後～
※非課税世帯のみ



※副食費・・・おかず・おやつ代など

問い合わせ先: 宇土市 健康福祉部 子育て支援課

TEL: 0964-22-1111

MAIL: kosodate01@uto.kumamoto.jp